話題(11月)のニュース

☆ ボジョレー・ヌーヴォー ☆

毎年11月の第3木曜日に解禁される 🗟 「ボジョレー・ヌーヴォー」



2024年の解禁日は11月21日(木)です。

ボジョレー・ヌーヴォーとは、フランスきっての銘醸地、ブルゴ ーニュのボジョレー地区で造られる、ワインの新酒(ヌーヴォ ー)のこと。ガメイと言う黒ブドウ品種を使って造られます。魅 力はなんといっても、その年に収穫したブドウで造られるワイ ンをいち早く味わえるということ。新鮮なブドウ由来の、フレッ シュかつフルーティーな味わいを楽しむことができるのです。



なぜ毎年11月の第3木曜日が解禁日?

ボジョレー・ヌーヴォーが造られ始めた頃、解禁日は設けてい ませんでした。そんな中、他の生産者よりも早く販売しようとす る者が現れ、発酵不十分な質の悪いヌーヴォーが出回るよう に。そこで、ワインの品質を守るため解禁日が設けられるよう になったのです。当初、解禁日は11月15日と制定されていま した。しかし、この日が土日にあたると運送業者やワイン販売 店がお休みになってしまい流通や売上が大きく左右されてし まったことから、1985年より11月の第3木曜日に改定され たのです。ちなみに、ヌーヴォーは11月の第3木曜日午前0 時より前に栓を抜いてはならないことになっているので、日本 は日付変更線の関係で、本場フランスよりも約8時間早く楽 しむことができるんです。





<美味しく飲むポイント>

フレッシュさが特徴のボジョレー・ヌーヴォーは、少し冷やして お楽しみ頂くのがおすすめです。普通のワインの場合、冷やし すぎるとタンニンによる渋みが強調されて飲みにくくなってし まうことがありますが、ボジョレー・ヌーヴォーは元々タンニンが 少ないのでその心配はありません。冷蔵庫で軽く冷やしてか ら飲みましょう。また、食事やおつまみを合わせるなら、比較的 軽めのメニューがおすすめ。シャルキュトリーや白カビ、ウォッ シュチーズとの相性も良いですよ。特に秋冬にしか食べられ ないチーズ、モン・ドールは、この時期しか味わえない贅沢な 組み合わせ。ペアリングに迷ったら、ぜひ試してみてください。



マリーゴールド 花言葉:「真心」

~コラム~



日々のご就業お疲れ様です。 紅葉が見頃の時期になりました。今年の秋は紅 葉を見にお出かけになられましたか? 急に寒くなってきたので体調を崩しがちですが、 どうぞ体調管理の意識を高く、今月も元気に過 ごし、深まる秋を満喫しましょう! どうぞよろしくお願い致します。



~花よ 花開け~



- TABLE OF CONTENTS -

お知らせ

ビジネス/LIFE

今月の話題

NEWSLETTER VOL236





年末調整書類·扶養控除申告書 締め切り日

対象者: 年末調整ご案内スタッフ

最終提出期限:令和6年 | |月|8日(月)必着

最終提出期限を上記の通りとさせて頂きます。 対象者の方は、(保) (基・配・所) の2枚に必要事 項を記入※証明書添付の上、至急送付ください。 合わせて令和7年度分の《扶養控除申告書》のご 提出もお願いします。

《源泉徴収票保管のお願い》

000100100010001

来月12月に送付いたします給与明細に本年度分の 源泉徴収票を同封させていただきます。

原則、再発行は致しませんので大切に保管をしていた だきますようお願いします。

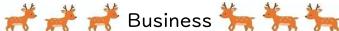
10011-001100-11011

ティスタ 年末年始休業日のお知らせ 》

令和6年12月28日(土)~

令和7年1月5日(日)

誠に勝手ながら、上記期間はオフィス休業となります。 お休み中の緊急連絡・ご相談等は担当営業携帯まで ご連絡をお願いします。





「年収の壁」IO月制度一部変更

◎ 覚えておきたい社会保険の「年収の壁」

日本では、健康保険や年金制度に加入し健康保険料や年金 保険料を支払わなければなりません。ただし、専業主婦など、 収入がない、または少ない場合は、夫などの生計維持者の扶 養家族となることで自分で社会保険料を支払う必要はありま せん。そして、もし妻がパートタイムなど短時間労働を行い、一 定の年収以上になると夫の扶養家族から抜けなければならな くなります。扶養家族から抜けると妻が自分自身で社会保険 料を支払わなければなりません。この一定以上の年収が「年 収の壁」と呼ばれているものです。覚えておきたい社会保険料 の年収の壁は「106万円」と「130万円」です。



◎ ≪106万円の壁≫

パートやアルバイトなど短時間労働をしている方で比較的 規模が大きい企業で働いている方の年収の壁です。

◎≪130万円の壁≫

雇用形態に関わらず、全ての人が社会保険加入の条件と なる年収金額です。

◎「106万円の壁」2024年10月から始まる制度変更

今までは年収106万円以上を超えていても従業員数が100 人以下の企業で働いていた方は、社会保険料を納付する必要 がありませんでした。しかし、10月からは従業員数が51人以 上で年収106万円を超えてしまった場合、社計保険料を納付 する必要があります。

<2024年10月から社会保険料を納付すべき人>

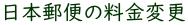
- ① | 週間の所定労働時間が20時間以上
- ②雇用期間が継続して2ヶ月を超えて見込まれる
- ③賃金の月額が8.8万円以上(年収約106万円以上)
- ④学生ではない(夜間の学生などは対象)
- ⑤被保険者の総数が企業規模で常時51人以上の特定適用 事業所に勤務(または任意特定適用事業所に勤務)
- ⇒手取りの金額を減らしたくないという方:年収106万円以内 で働く
- ⇒壁を大きく超えて働きたいという方:少なくとも年収120万 円以上を目指す













2024年10月1日(火)より 郵便料金が変更されています。

(9/30まで(旧料金)

10/1以降(新料金)



25gまで 84円

50gまで 94円





63₽





253 520円

370円



種類	重量	9/30まで	10/1以降	種類	重量	9/30まで	10/1以間
定形郵便物	25g以内	84円	110円	速達	250g以内	260円	300円
	50g以内	94円			1kg以内	350円	400円
通常はがき		63円	85円		4kg以内	600円	690円
定形外影便物 規格内 ※	50g以内	120円	140円	特定記錄郵便		160円	210円
	100g以内	140円	180円	一般書留および現金書留		480円	
	150g以内	210円	270円	簡易書留		350円	
	250g以内	250円	320円	レターパックプラス		520円	600円
	500g以内	390円	510円	レターパックライト		370円	430円
	1kg以内	580円	750円	スマートレター		180円	210円

主な新料額の普通切手および旧料額との差額切手













